

産業廃棄物処分量許可証

住所 佐賀県佐賀市大和町大字久留間3180番地4

氏名 株式会社谷田建設

代表取締役 谷田 将拓

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和5年（2023年）10月22日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）10月21日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管に限る）を含む。）
破砕・選別	金属くず（がれき類に付着したものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上3種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
固 化	汚泥（無機性汚泥に限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
焼 却	紙くず及び木くず 以上2種類
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
選 別	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上8種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

最終処分量	産業廃棄物の種類
安 定 型	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず及びがれき類 以上5種類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破砕施設	破砕・選別施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	1. の中間処理業（破砕・選別）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	佐賀市大和町大字久留間字横馬場十角2755番1
設置年月日	平成18年1月25日	平成12年7月24日
処理能力	4.2t/日（8時間）	320t/日（8時間）
許可年月日		平成13年（2001年）2月1日（みなし）

（裏面へ）

種 類	固化施設（固定及び移動式）	焼却施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（焼却）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箒3037番1	佐賀市大和町大字久留間字今山山王箒3037番1
設置年月日	令和4年7月22日	平成13年5月11日
処理能力	1,080m ³ /日（8時間）	0.3t/日（8時間）

種 類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類	木くず
設置場所	小城市三日月町織島字西四本一割1034番1	小城市三日月町織島字西四本一割1035番1
設置年月日	平成25年11月6日	令和4年3月8日
処理能力	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ：30t/日（8時間） がれき類：34t/日（8時間）	3.5t/日（8時間）
許可年月日	平成25年(2013年)10月6日	
許可番号	佐賀県指令25循環第6号	

種 類	破碎施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	小城市三日月町織島字三本三割909番1
設置年月日	平成22年12月1日	平成24年7月15日
処理能力	1.9t（8,640本）/日（8時間）	廃プラスチック類：220t/日（8時間） 紙くず：195t/日（8時間） 繊維くず：44t/日（8時間） 金属くず：327t/日（8時間）

種 類	破碎施設	破碎施設
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
設置場所	小城市三日月町織島字三本三割909番1	唐津市相知町久保字猿渡25番23
設置年月日	令和4年3月28日	令和4年3月8日
処理能力	廃プラスチック類：4.0t/日（8時間） 紙くず：3.9t/日（8時間） 木くず：4.5t/日（8時間） 繊維くず：1.6t/日（8時間） ゴムくず：4.8t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ：4.4t/日（8時間） がれき類：4.0t/日（8時間）	8.0t/日（8時間）

種類	破碎施設	固化施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類	1. の中間処理業（固化）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡25番23	唐津市相知町久保字猿渡25番2
設置年月日	平成29年7月13日	令和3年12月6日
処理能力	廃プラスチック類：1.6 t/日（8時間） 紙くず：1.2 t/日（8時間） 木くず：2.4 t/日（8時間） 繊維くず：0.72 t/日（8時間） ゴムくず：1.4 t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず：3.8 t/日（8時間） がれき類：3.8 t/日（8時間）	640 m ³ /日（8時間）

種類	破碎施設	選別施設
産業廃棄物の種類	木くず	1. の中間処理業（選別）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡25番23	小城市三日月町織島字吉原山1007番26 小城市三日月町織島字西四本一割1022番、1024番1
設置年月日	令和4年12月23日	令和5年1月11日
処理能力	2.2 t/日（8時間）	11 t/日（8時間）

種類	破碎施設	破碎施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破碎）にある産業廃棄物の種類の全て	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類
設置場所	小城市三日月町織島字西四本一割1024番1	唐津市相知町久保字猿渡25番2
設置年月日	令和6年1月30日	令和6年7月18日
処理能力	4.7 t/日（8時間）	136 t/日（8時間）
許可年月日		令和5年(2023年)12月28日
許可番号		佐賀県指令5循環第24号

種類	破碎施設（固定及び移動式）
産業廃棄物の種類	木くず
設置場所	小城市三日月町織島字西四本一割1024番1
設置年月日	令和8年2月17日
処理能力	200 t/日（8時間）
許可年月日	令和8年(2026年)2月5日
許可番号	佐賀県指令7循環第13号

種 類	安定型最終処分場
産業廃棄物の種類	1. の最終処分業（安定型）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	唐津市相知町久保字猿渡59番2、59番3、59番5、66番、67番、67番2、67番3、68番2、68番3、68番4、69番1、69番4、69番8 唐津市相知町久保字谷川添83番2、90番2、90番3、91番1、91番2、91番3、91番4、92番2、92番3、93番2、93番3、101番1
設置年月日	令和6年（2024年）7月4日
処理能力	面積：27,813㎡、容量：494,644㎡ （施設許可面積：36,974㎡、施設許可容積：609,233㎡）
許可年月日	令和4年（2022年）10月20日（変更許可）
許可番号	佐賀県指令4循環第7号

3. 許可の条件

移動して施設を使用する場合は、解体現場の敷地内に限る。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年10月22日 更新許可
 令和6年 2月13日 変更届 破碎施設（令和6年1月30日設置）の追加
 令和6年 7月24日 変更届 最終処分場（安定型）の拡張
 令和6年 9月12日 変更届 破碎施設（令和6年7月18日設置）の追加
 令和8年 3月 6日 変更届 破碎施設（令和4年10月7日設置）の廃止及び
 破碎施設（令和8年2月17日設置）の追加 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
 無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
 また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。